

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年五月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年五月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 伊藤 正 経

<p>路 線 名</p>	<p>一般国道四百六十二号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>本庄市児玉町児玉字仲町 七三番一地先から 同市児玉町八幡山字鍛冶町 一九四番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部 分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和八年五月二十九日</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十五年八月六日付け埼玉県 本庄県土整備事務所長告示第九号 及び令和二年四月二十四日付け埼 玉県本庄県土整備事務所長告示第 四号で告示した道路予定区域の一 部供用開始である。 延長三六五・六〇メートル</p>